

第5回条例検討専門委員会 議事録

日時：平成22年5月18日（火）19：00～21：00

場所：障害者総合支援センター 研修室

次第

1. 開会
2. 議題
 - ・ 前回議事録の承認
 - ・ 第2、3回条例について話し合う100人委員会及び第2回ヒアリングの報告について
 - ・ 条例の基本構想について
3. その他
4. 閉会

配布資料

『第5回条例検討専門委員会』次第
第5回条例検討専門委員会座席表
第4回条例検討専門委員会 議事録（案）
資料1 第2回条例について話し合う100人委員会議事録要約版
資料2 第3回条例について話し合う100人委員会議事録要約版
資料3 第2回条例検討専門委員会ヒアリング報告書
資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の基本構想（案）について

出席者（敬称略）

出席委員・・・斎藤委員、柴野委員、嶋垣委員、鈴木委員、桑原委員、野辺委員、平野委員、増田委員、宗澤委員長、山本委員、渡辺委員
事務局・・・岡村課長、吉野補佐、企画係担当

1 開 会

開会

（宗澤委員長）

それでは、「第5回条例検討専門委員会」を開催させていただきます。

ここで議題に入ります前に、事務局より本日の資料のご確認をお願いいたします。

（事務局）

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきたく存じます。

『第5回条例検討専門委員会』次第

第5回条例検討専門委員会座席表

第4回条例検討専門委員会 議事録（案）

資料1 第2回条例について話し合う100人委員会議事録要約版

資料2 第3回条例について話し合う100人委員会議事録要約版

資料3 第2回条例検討専門委員会ヒアリング報告書

資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の基本構想(案)について

以上7点でございますが、よろしいでしょうか。

2 議題

前回議事録の承認

(宗澤委員長)

それでは、次第に添いまして議事の進行をさせていただきたいと存じます。まず、前回の「第4回条例検討専門委員会議事録(案)」につきまして、委員会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、今月上旬に本日の開催通知と合わせまして、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等のご意見がなければ、議事録については、承認することにいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは承認いただきました。

第2、3回条例について話し合う100人委員会及び第2回ヒアリングの報告について

(宗澤委員長)

それでは、議題の2「第2、3回条例について話し合う100人委員会及び第2回ヒアリングの報告について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)吉野補佐

説明させていただきます。それでは、お手もとの資料1「第2回条例について話し合う100人委員会 議事録・要約版」をご覧ください。第2回の100人委員会につきましては、去る4月27日(火曜日)18時から与野本町コミュニティセンターにて開催をさせていただいたところでございます。当日はあいにくの天気にもかかわらず、多くの方の参加をいただき、熱気に溢れる活発な議論が行えたものと考えております。また、第3回の100人委員会につきましても、去る5月8日(土曜日)に岩槻駅東口コミュニティセンターにおいて開催させていただき、「教育と子育て」について活発な議論をいただいたところでございます。開催にご協力を賜りまして委員の皆様にはこの場をお借りして改めて御礼申し上げます。第2回の内容でございますが、100人委員会の冒頭では、宗澤委員長から市・行政や市民で共に暮らす人たちに対して、普段から悩ましい思いやこうしてほしいと思っていることを自由にお話しいただく旨を申し上げ、その後グループにおける議論に移りました。参加者を10グループ程度に分割しての議論で、ファシリテーターを中心とした議論において、資料に示させていただいたような課題が浮かび上がって参ったところでございます。当日の議題は、「市と市民の役割について」ということで、資料1にありますように、広範な意見が出されました。特に、就労についても多くのご意見がありましたので、今後、100人委員会の議題にも加えて参りたいと考えております。また、市の役割としては、制度面の充実や制度の適用の緩和などとともに、職員の異動が頻繁であることから引継ぎなどの円滑化や徹底を求める声が多く寄せられました。市民の役割といたしましては、あまり多くの意見は出されませんでした。障害のある方やその家族が孤立しないように、地域で受け入れていくような環境整備が必要であるとのことでした。そのほかにも、条例への要望として「「救済の対象」ではなく、「権利の主体」としての障害者の問題を中心に据えた条例を作ってほしい」、「企業や障害当事者、一般市民のクレームや困ったこと、差別に対応していけるような仕組みを作ってほしい」、「市の行政、市民、民間企業も含めて、「障害を正しく理解する」という意識を

向上させ、住みやすい町づくりを目指してほしい」というようなご意見が出されました。つづいて、第3回の内容ですが、「教育と子育て」という形でテーマを設定させていただき、議論を行いました。資料の2にあげさせていただいたとおり、多くの意見が出されました。「子育て」につきましては、医療と福祉の連携や緊急時の支援体制の整備について要望がありました。就学時の学校の選択については「特別支援学級、特別支援学校、普通学級でのメリット・デメリットなどの情報がほしい」「子どものニーズを踏まえて、本人と保護者が自由に教育の場を選択させてほしい」との要望が出されました。現在、議論の多い統合教育関係では、「幼い頃から一緒に過ごすことで分かり合えるし、人間性が豊かになる。」といった意見がある一方、当事者からは「障害のある中、普通学校で生活を送ったが、学校では常に緊張をし、気が休まることがなかった。」といった体験も紹介されました。また、「特別支援学校に行ったが、学力や常識等、生きていくために必要な力が身についたわけではなかった」という学校での教育内容や、義務教育終了後の受け入れ態勢の整備や、「障害者と一緒に教育を受けることを拒否しないように、保護者の理解も深めるべき。」といった社会全体での理解を深めてほしいといった意見も出されました。これらの議論を通じて、「教育の目標・内容・手立てとして、それぞれの子どもに何が必要か、何がふさわしいのかを見極めること」や、「それぞれの子どもにふさわしいニーズに即した学校、あるいは教育を選択すること」、以上2点の検討課題が示されたと考えております。100人委員会については以上でございます。

(宗澤委員長)

ありがとうございました。第2回、第3回条例について話し合う100人委員会の議事録についてご説明いただきました。ただ今の説明に関しまして、何かございますでしょうか。全体として非常に活発にご意見を出していただきました。それぞれの体験、立ち位置は異なりますから、相異なる意見も出ているが、それは一つの条例づくりの貴重な資料として、最終的に皆さんにご納得いただけるような地域社会づくりにぜひとも活かしていきたい。

(事務局)吉野補佐

それでは、お手元の資料3「第2回条例検討専門委員会ヒアリング報告」をご覧ください。第2回を5月11日(火曜日)に開催をいたしました。参加された皆様は資料の方に記載のとおりでございます。ヒアリングの実施に当たっては対象者に条例づくり、取り組みについて説明し、この条例が、差別解消、権利保障に資する目的を持つものであり、「障害者差別とされる事例」をもとに、一つひとつの事例に対する責任追及していくものではないとの共通理解の下、まずは参考意見として、抱えている問題意識、課題認識、現状の困難等についてお伺いするかたちで実施いたしました。そのなかで、おもに障害者の雇用に関する課題、障害者に対するサービスの提供に関する課題、介助犬に関する課題についてヒアリングを行いました。障害者の雇用に関する課題については、「最近では障害者雇用に対するペナルティが厳しくなり、従来に比べれば障害者雇用は進んできている。」「健常者も就労が難しく、最低賃金を割ってしまうような生活をしている人もいるが、障害者も健常者との最低賃金レベルの競争の中に入ってしまう。一方で、障害者にも平等に就労の機会が持てるようにしていくべき、という議論があり、その間をどう考えるのか難しい。」との意見が出されました。障害者に対するサービスの提供に関する課題については、「障害のある方が窓口対応を必要とされているのは分かるが、全ては難しい。」などの意見が出される一方、「今後、間違いなく高齢化は進み、障害のある人も増えていく。あらゆる障害種別に対応したサービスの提供について工夫をすることが、サービス基盤の拡充につながると思う。」という意見もありました。個別の事例で出されていた、聴覚障害者の旅行の件につきましては、「聴覚障害のある方に対し

て、手話ができないためにサービスの提供をお断りしてしまったということについては、業界としても申し訳なく思う。筆談を用いるなどすれば、十分にコミュニケーションがとれるので対応することは可能だと思う。」という回答がありましたので、条例制定後もそういった事例に対し、引き続き検証してまいりたいと考えております。介助犬の課題につきましては、「店舗側だけでなく、他の利用客にも理解がないと意味がない。」などの意見がありました。第2回のヒアリングについては、以上でございます。

(宗澤委員長)

第2回のヒアリングのご説明をいただきました。これは雇用する機関及び、地域に様々なサービスを提供する雇用関係の団体、銀行、旅行関係の団体にヒアリングしたものです。一概に頑なご姿勢ではなく、前向きに考えていこうというご姿勢は全体としてお示しいただいた。条例制定後の就労支援システムの充実、あるいは特に旅行業協会の方からは自分達だけでは分から部分が多々ある。多種多様な障害のある人にサービスを提供していくことが、今後高齢化の進展に伴って必要だと考えており、その辺りを一緒につくることができればというご意見をいただいた。

(増田委員)

質問です。雇用に関する課題のまとめのところ、マトリックスに落としていく課程が必要だとあるが、今後も色々な課題について継続的に議論していきたいと読み取って良いのか。今回一度限りではなく、「今後も議論をしていきましょう。」という前向きなものなのか。最低賃金を割る労働実態について具体的な中身が紹介されたのか。その辺りが気になるのですが分かる範囲で教えていただきたい。

(宗澤委員長)

不適切な発言であれば、事務局からご訂正下さい。私の受け止めとしては、冒頭にあるような問題提起について、経営者協会(経団連の埼玉県版)からご提案いただいたのですが、そのことをヒアリングの中で具体的に議論することはとてもできないので、今後、さいたま市には就労支援センターを持っているので、事業仕分けの中で、地域障害者職業センターの縮小の話が出ていたことと関連して、さいたま市の就労支援センターを拠点とした就労支援の中でそのような方向性を考えていきたいというようなことについては、概ねご承認頂いていると考えます。前向きなご意見をいただいた。

(増田委員)

今後、やっていきましょうということですか。

(宗澤委員長)

私はそのように受け止めました。

(嶋垣委員)

私はヒアリングに参加させていただき、マトリックスという話が出てきたが、もう少し突っ込んだ形での体制作りがかなり必要だと感じた。それはこれからやっていけばということだと思うが、具体的に感じたのは、障害者雇用としても、いわゆる雇用率の達成が1.8パーセントなど、概念的なもの、数値的なものばかりが先行していて、やっぱり障害者雇用といっても、各障害の方々の持っている資質、どういう職業に向いているかなど。例えば、視覚障

害・聴覚障害であれば、このような業務に向いている。可能性がある等。もう少し細かく言うと、ビデオを実際に見ていただいたが、この人たちは Excel が使えて、こういうことができる。というのは分かるが、実際ハローワークで紹介してもらった時に、キャリアシート等で、例えば「Excel、Word だったらこういうことができる。」というのがなかなかわからないので、企業もどういう形で雇用すべきか。企業が求めているものに対して、なかなかデータがないのでマッチングがうまく図れないという話があった。そういうところは、ハローワークや就労支援センターも含め、どういう仕事があって、それに向いている方にはどういう技能が必要なのか。というのをもう少し整理してもらわないと雇用側もどうしていいかわからない。という話が印象に残った。

(宗澤委員長)

従って、これから地域の事業主側がどういう力を求めているのか。地域の障害当事者はどういう力を持っておられる方なのか、ここの相互交流がほとんどない。言うなれば、特定の人が働きたいとなったら、全部、個別に対応することで終わっている。そこを何とか支援システムとして、互いの情報を日常的に出し合いながら就労に繋げていくことはできないか。という話になった。

(嶋垣委員)

知的障害の方の例が出ていた。クリーニング工場で知的障害の方を雇用したところ一般の人よりもよっぽど正確で、良い働きをしてくれるという話があった。そういう事例を提供し、共有していくことが大事ではないか。

(宗澤委員長)

商工会議所の方からは、うまくいかなかった事例だけをピックアップしているのでは、雇う側も前に進みにくい。地域の中には、嶋垣委員が今おっしゃったように、たまたま雇ってみたら、このように良かった。というような、成功事例もたくさんあるはず。成功事例の集積とそれに基づいた雇用主の紹介をやっていければ、商工会議所としても協力できるという話をいただいた。

(渡辺委員)

私もヒアリングに参加したが、ヒアリングに参加された方は一緒に仕事をされている方ではないので、現場を分かっていると感じた。もう少し分かる人達に来ていただいて、現場で汗を流している人達を理解する方に来てほしいと感じた。ですから、これからだと思います。お互いに交流が図れていないので、少しずつ変わっていかないといけないと感じた。

(嶋垣委員)

実際、経団連や連合の障害者担当と話してもまさに同じ。さいたま市だけが特別なわけではない。全国的に同じレベル。

(宗澤委員長)

渡辺委員とご指摘の通りの印象を私も受けた。これを口切に現場を分かる人も含めた協議の場をつくることができればという意味では、まずは希望を繋ぐことができたと考えています。銀行協会の方からは全国の銀行協会の加盟行に職員研修のために配布している障害のある方への対応マニュアルが実はあるということで、それを一部いただいた。研修の行い方のレベ

ルは銀行によって差があるという実態をお伺いしたが、逆にこういうマニュアルがあるということを通認識として持たせていただくことで、これを活かしていただいたいということ、地域の側から働きかけができることができるだろうと思います。

最低賃金のところだが、平たく言えば、今、雇用情勢がまことに厳しい。要するに雇用率制度があるが、障害のある人だけを特別枠で考えるという、優先順位を上げて障害者雇用に取り組むよりは、一般の人達の就労問題が非常に厳しいので、競ってもらわなければならない状況になっているというご発言として私は受け止めた。

(嶋垣委員)

委員長から、ヒアリング先におっしゃっていたが、フルタイム雇用が厳しいという方がいる中で、短時間勤務もできる。そういう選択もありですよ。という話もしていただいた。そういうことも大事なことでないか。

(宗澤委員長)

今年の7月からパートの方も雇用率にカウントされることになったことも、雇用開発協会から後押しいただいて、障害者雇用に関する多様なイメージを持ってもらうようなお話は申し上げた。以上になりますが、他の委員の方はよろしいでしょうか。

条例の基本構想について

(宗澤委員長)

それでは、議題の3、「条例の基本構想について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 吉野補佐

説明させていただきます。それでは、資料4 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)について説明いたします。これまでの、条例検討専門委員会や条例について話し合う100人委員会、差別と思われる事例やヒアリング等の経過を踏まえ、現時点での条例の基本的な方向性を示すものとして、基本構想(案)としてまとめさせていただきました。まず、1. 条例の目的と性格について説明いたします。条例の目的といたしましては、前回の専門委員会でも議論いただいたところですが、案といたしまして、障害者基本法及び社会福祉法を参考に「さいたま市(以下「市」)で生活する市民(在勤、在住のいずれも含む。以下同じ。))が、心身の障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障するため、障害者(障害児を含む。以下同じ。)の権利を擁護し、障害者の自立及び社会参加を支援するために、国連障害者権利条約に盛られた理念を踏まえて、市として必要な措置を講ずることにより、障害者の福祉を増進すると共に、市民だれもが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることを目的とする。」という形に整理させていただきました。もちろん、こちらについては「案」でございますので、この後、ご議論いただければと存じます。

次のページを御覧ください。条例の性格といたしましては、100人委員会でも条例に対する要望として多く寄せられましたが、実効性のあるものとするために、「条例は、障害者の権利擁護のための措置を規定する実定法であるとともに、障害者の自立と社会参加の支援に係る施策の推進にあたっての市としての基本指針を定めるものであり、市における施策の推進においては、条例を尊重してあたることとする。」としたいと考えております。また、「地方自治法による基本構想、障害者基本法による障害者計画及び障害者自立支援法による障害福

祉計画の策定及び変更に際しては、最大限、条例の趣旨を生かし、整合性のとれたもの」とします。

次に、２．条例の名称についてですが、障害者の権利を擁護し、その福祉の向上をはかるものであることがわかるものであること 条例の目指すものが、障害者だけでなく市民全体の福祉の向上にかなうものであることがわかるものであること その理念の根本にあるものがノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という社会連帯に基づくものであることがわかるものということ踏まえた名称とし、今後の議論を通じて決定して参りたいと考えております。

次に、３．条例の対象とする障害者の範囲ですが、本条例におきましては、従来の障害者施策は、各法に規定された障害者の範囲を踏襲したものとされてきた。これにより対象者を具体的に把握することができたが、次のような制度に合致しない「谷間の障害者」を生むこととなり、障害者間の差別につながっていることを踏まえ、各法に規定された障害者を包含した、より広い概念により、対象とする障害者を規定したいと考えております。なお、「今日障害概念の主流となりつつあるＩＣＦ（国際生活機能分類）では、障害を個人の特別な状態としてとらえるのではなく、個人を取り巻く環境との関係を重視していることから、条例では「（心身に障害のある）個人の能力や状況と環境のずれ」を「要支援状態」（社会的な支援を必要とする状態）ととらえて、「要支援状態にある心身に障害のある者」を障害者としてとらえることとしたい。」とさせていただいておりますが、こちらにつきましても議論をいただければと考えております

次に、４．条例の構成ですが、これまでの専門委員会や１００人委員会での論議を踏まえて、条例の構成は次のような形を構想しております。

（１） 総則

- ・ 条例の目的
- ・ 条例における障害者の範囲
- ・ 市及び市民の責務

（２） 障害者の権利擁護

- ・ 障害者への差別禁止と差別の解消・防止

条例における「差別とは、国連障害者権利条約における「合理的配慮」を欠いた状況であり、直接的又は間接的に行われたものとする。

差別の解消において、特に悪質なものや故意に改善を放置した者については、事例や事業者名などの公表などの一定のペナルティを課す。

- ・ 障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止
- ・ 障害者への差別・虐待の解消のための機関と措置
- ・ 障害者の権利擁護のための措置（成年後見制度の利用促進など）

（３） 障害者の自立及び社会参加の支援

- ・ 障害者の生活支援の促進（福祉サービスへのアクセス保障、サービスの量的・質的な改善など）
- ・ 障害児・者のいる家庭への支援の促進（相談窓口の充実、家族支援の充実など）
- ・ 障害児・者への教育の促進（学校教育の充実、生涯学習教育の充実）
- ・ 障害者の情報提供の促進
- ・ 障害者の社会参加基盤の整備促進（移動支援の充実、公共交通機関や建築物の特にソフト両面での改善）

（４） 条例の推進体制

条例の推進体制については、「条例が適切に施行されるよう、その施行の状況について市は

年次報告を市障害者施策推進協議会に行うこととし「さいたま市障害者白書」の作成・報告）市障害者施策推進協議会は、その年次報告に対して提言を行うことができる。なお、年次報告に際しては、障害者計画・障害福祉計画の進捗状況も併せておこなう」ことにより、条例を制定するだけでなく、その後も条例が地域に根付くよう、検証していく体制を整えたいと考えております。

最後に、今後の条例における留意事項ですが、現在、国においては内閣府障がい者制度改革推進会議において障害者施策の改革の議論が進められており、今夏（7～8月）には改革の基本方針が示されることとなっていることから、その改革の方向性と齟齬が生じることはないようにする必要があります。また、条例検討専門委員会及び条例について話し合う100人委員会の議論により、条例の制定時期や施行時期等を適切に判断していく場面も出てくるものと考えております。これらのことを踏まえつつ、条例づくりを進めて参りたいと考えております。事務局からは以上でございます。

（宗澤委員長）

ありがとうございました。ただ今の条例の基本構想に関しまして、ご意見、ご質問を賜りたい。いかがでしょうか。

（鈴木委員）

目的のところですが、日本語的な問題だが、3行目の権利を享受すること、保障するためはどこにかかるのか。それから障害者の自立及び社会参加を支援するためにはどこにかかるのかを説明してください。

（平野委員）

事務局と一緒に作ったのだが、役所用語で「ため」「ために」は違う言葉。「ため」というのはAで「ために」だとBになる。「AとB」だと並列になるので、二つの目的のために条例を作るということ。最終的には、「市として必要な措置を講ずる」ということにかかっている。

（鈴木委員）

一番初めの「その権利を享受することを保障するため」は以下のこと全部にかかるのですか。

（平野委員）

はい。次の「障害者の自立及び社会参加を支援するために」は、「市として必要な措置を講ずる」にかかる。

（鈴木委員）

なんだかすっきりいかない。障害者の問題だけで上の問題が保障されるということになるのですか。障害のない人にとっても「個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障する」ということと、それ以下に「障害者の権利を擁護し」とあり、そのリンクが分からない。つまり、一般市民の問題と障害者の問題はどのようにリンクするのか。質的に。

（平野委員）

日本語の問題があるが、前のところに「等しく市民として」は一般市民ではなく、障害者のことを言っている。前段は障害者のことを言っている。後段のほうに、「市民だれもが」ということで市民全体が出てくる。

(鈴木委員)

「心身の障害の有無にかかわらず」というのは一般市民のことでしょ。障害のある人もない人もという意味ですよ。

(平野委員)

これは、一般市民ではなく、立場の問題。同じ市民としての立場で。という話。対象の話ではない。障害者に対してどう考えるか、という文章。

言葉は修正することはできるが、意図はそのようなかたち。

(野辺委員)

前回の検討委員会で法律文、条例文はなるべく易しい言葉を使いたいが、それでは解釈がいろいろな形でなされるという話があったが、それにしても一文が長すぎる。3行目で「権利を享受することを保障されなければならない。」というように途中で切った方が分かりやすいと思うのですが。目的の内容は異論ありません。

(宗澤委員長)

文章については、兼ねてからご指摘のあるように、できる限り分かりやすくするということは確認したいと思うが、条例ですので、多義的な解釈を生まないような形式用件のようなものは避けて通れない。そこは最終段階でご専門の柴野委員を含めて検討したいと思うのですが。

(柴野委員)

今の話だけを聞いても、日本語としてはその通り。でも、「保障するため」というのを、「保障しなければならない」というのは違う。「保障しなければならない。」というのを市が条例でやったら、保障しなければならない。だが、「保障しよう、ということを目的にしています」というのと、「保障しなければならない」というのは違う別に私は「保障しなければならない」ということを認めてはいけないとは言っているわけではないが、条例としていきなり「保障しなければならない」「講じます」と書いて、議会を通るのか。日本語として違う。「100点満点をとるために勉強することを目的とします。」と「100点満点をとる。」というのでは違う。条例として書いてしまうのはデリケートな問題ではある。それを逆に曖昧にして「70点でもいいと思います。」と書いてしまうのはいかがなものか。ただこの文章にするのは、目的として何を指すのか分かるように示す。そういうテクニカルな話はさておいて、前回権利条約を模範とした条例の目的ということで進んだが、これはこれで内容として。

平野委員、鈴木委員のやり取りでいえば、「障害者は障害のない人と同じように」ということを書きたいのだと思うが、主体は「障害者」で内容は「障害のない人」、障害というのが社会的不利益だとすれば、何が障害で何が障害でなくて、また、「障害者が障害のない人と違わないように。」という言い方は極めて差別的な用語の使い方なので、デリケートなので「心身の障害の有無にかかわらず」というと「障害のある人も障害のない人もみんなの権利のためなのですか」と読めなくもないので、そこまで考えると大変だが、理念・目的の趣旨として我々としては基本構想とするのかをまさに考えるべきなのではないか。

(鈴木委員)

一番ひっかかったのは、「障害の方の幸せが市民の幸せに繋がる」ということが上手にリンクしているような文章にならないと、「障害者だけが幸せならいいのか。私だって大変だよ。」貧

困る人は入らないのか。」「障害者のためのエゴ的条例じゃない?」とならないか。

(平野委員)

基本構想を考えながら、こんなことを考えた。障害者基本法を見てみると、第3条2項に「すべて障害者は社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ということで、色々な法律で「与えられる」「させられる」となっている。だが、今回の条例の目的には「あらゆる分野の活動に参加する機会が得られるよう」と障害者が主体としたスタンスは持っていきたい。そこは入れてみた。

(増田委員)

「実定法」というのは何を見れば分かるのか。

(平野委員)

「実定法」というのは、「具体的にこういうことをやります」ということ。差別禁止というのはその前にありましたように、障害者基本法の中に書いてある。だが、具体的に何をどうするのかというのが実定法。差別を禁止するためにどういうことをするのか、というのが条例構成の「障害者の権利擁護」の部分。これから議論すべきことであるか、具体的に何を差別とするのかの定義。それを誰が認定するのか。それに対してどういうアクションをするのか。そういうことを定めていくのが実定法の根拠になる。こういう形で具体的にやる。他のところは既に実定法があるので、そういう部分は基本理念にならざるを得ない。虐待も同じ。何が虐待で、それに対してどういう対応をするのか。

(増田委員)

今のお話だと、具体的に虐待のことも書き込んで、どう対応するかまで書いていくのか。それができたらすごい。

(平野委員)

それはここで議論すること。どこまで条例に効力を持たせるのか。先ほどの柴野委員の話でいうと、100点満点にするのか、どの辺まで今のさいたま市でやるのが適当なのかという判断が入る。アメリカだと虐待は警察。警察にそこまで権限を与えて取り締まるということまで議論をするのかなど。

(野辺委員)

実定法の根拠を示していただいたが、定義と認定とアクションということでよいのですか。

(平野委員)

その3つは最低限必要になります。

(増田委員)

権利条約の中に誰とどこで暮らすのか選択の権利があると謳われていた。この条例の中にそういうことも入ったら良いなと思っている。誰とどこで暮らすのかの権利を獲得するためにはそういう地域整備がされなければならない。そこまで踏み込んだ条例になったら良いなと思っている。例えば、「精神障害の方が普通に町の中で生きる権利がある」としたときに、重症な精神疾患の方が町で生きるためには、色々な制度が必要。それがなければ町の中で暮

らすのは困難。ノーマライゼーション条例はそういうことを実現していくことだから、その現実の部分も条例の中に書き込めたら、これは画期的だな、と思ったのですが。

(柴野委員)

それは行政に対してということですか。

(増田委員)

市の責任として。

(柴野委員)

先ほどの実定法の意味合いの中で、「住民の間で、あなたはこういう義務がありますよ。こういう差別をすると、こういう手当てがありますよ。」とするのは非常に危険。だが、「行政に対してこうあるべきだ。」というのはわりと作りやすいとは思う。危険だからやってはいけないというのではないが。行政に対して「こういう風にしていくべき」という姿勢を求められるんだと。指導を求めるのか、施設までつくらせるのか分からないが、そういう権利性という風に考えるのであれば、ニーズがあって、権利条約との整合性がある、かつ市が現実的に受け止められれば、一つの案ではある。その辺りにとてもデリケートな話がたくさんある。

(斎藤委員)

条例の構成にある、「(3)障害者の自立及び社会参加の支援」の位置づけがまだ分からない。障害のある人の生活全般に不可欠な個別分野をすべて盛り込むのであれば、労働・雇用のところが入っていない。ここの柱が何になるのか。また、「(2)障害者の権利擁護」の中に差別や虐待をなくしていくという実効的な部分があると思う。(3)はそのこととの関連で位置付くのか、障害のある人の権利の方向性の全体を出していく内容なのか、ということは条例の中身にかかわる重要なことではないか。今、障害者基本法の抜本改正の議論の中ではできるだけ個別のところの権利の方向性をどう盛り込んでいくのかという議論があると思うが、100人委員会の議論の中で皆様から出された意見の中には、障害のある人の現実の中で「これは権利だよ、と言いたい。」ということがたくさんあるのではないかと思うので、この辺りはどういう意図があって位置づけられているのかお聞きしたい。

(平野委員)

後ろの表にもあったが、大きく分ければ条例の柱は二つ。「障害者の権利擁護」と「障害者の自立及び社会参加の支援」に分かれる。「障害者の権利擁護」は実定法。この法律で手続きを進めてやっていく。「障害者の自立及び社会参加」はそれぞれに制度があるので、この条例で制度をつくるわけではない。このような制度や施策をさいたま市で進めるときは、こういう方針でいきますよ、ということを示すかたちになる。逆に言えば、二つ作るのはおかしい。今あるものについては、それはそれでやってもらい、ただ、「さいたま市でやる時はこういう方向でいきますよ。」ということになる。そういう意味では全部を網羅するのが本来、一番の筋でしょうが、それはこれからの議論になると思う。「その中で特にここの部分を」という規定の仕方と、「あらゆる分野を入れる」という2つのやり方がある。考えたのは、これまでの議論の中で「特にこの部分がさいたま市で必要だ。」というのを売りで出したいということである程度絞り込んできた。「就労」の部分はどうか。これは、これからの議論を待ってやりたい。全部を入れようと思うと、ものすごく膨大になり、あらゆるものが入ってくる。医

療や都市計画なども含まれてくる。それをある程度絞り込み、さいたま市では特にこの部分を中心にやるという形で作り込んでいくのも手ではないか。

(斎藤委員)

そこは議論した方がよいと思います。「全生活、全人生にかかわること」として、皆さんこの条例を受け止めていると思います。一方、重点化することで、障害福祉課がもっと頑張れるようになるという意味合いもあるのでしょうかけれども、この条例をつくっていく意味に照らし合わせての検討はもうちょっと話し合ったほうがよいかと思います。

(宗澤委員長)

今の点で私の考えでは、条例の目的の末尾は「地域福祉の推進を図ることを目的とする」とあり、地域福祉の推進というのは社会福祉法の第4条を受けている。そこでは、あらゆる分野の地域生活の分野を包括した上で、「地域社会の推進に努めなければならない。」という概念になっている。だから、今の「障害者の自立及び社会参加の支援」のところで、仮に領域を網羅しようとしても、時間が経てば漏れているところが出てくる可能性が必ずある。だから、基本的に包括する規定を設けた上で、その方向性について述べた上で、今、さいたま市の施策として売りにする部分をこのように出すのであれば出せばよいと思うし、基本的な例えば、「就労」の部分は地域生活の上で基本の部分であるから、そういうことは入れた上で、それでも尚、漏れ落ちる領域があり得るのだから、目的の部分で社会福祉法の第4条を受けているということを受けて、ここでも地域生活の推進に資するような施策の方向性を総括的に書いておくというのが将来に備えて良いのではないかという気はする。

(嶋垣委員)

3つほどある。障害者の範囲のところだが、難病やそういうところの話が出ていて、私も頭の中で整理できていない部分があるが、実際、総合福祉法の検討と遅れるところで、難病のところも検討し始めていて、障害のところと難病のところとラップしているところもあるし、かといって全然ニーズが違う。今まではどちらかという、「障害者」ということで話を聞いてきている。だが、難病については難病関係の方に話を聞かないと。一方的に進めてしまうと違うということが出てくる可能性がある。ここは注意してやっていったほうがよいのではないか。難病については、法律的に難病対策の法律はない。事業も「福祉」と書いていない。「研究事業」となっている。研究事業の中で実態としては医療費助成が大半というようなわけの分からない施策をこれまでやってきている。何百も難病があると言われている中で、研究対象となっている特定疾患は130くらいしかない。色々な問題が出てきている。「福祉」という中で難病を捉えるには、それなりの覚悟が行政側に必要。その辺りを安直に「難病も含む」としてしまうと、後でボタンの掛け違いみたいなものが出てきてしまうかもしれないので、そこは詰めた方がよい。

もう一つ、僕は100人委員会を傍聴させてもらった。この内容をみると、ホワイトペーパーで検証することは大事と思うが、対話とかを通じて相互理解をしていくということは、この条例をきっかけにぜひ続けた方がよい。実際、お話ししてみても分かり合えるというものがあると感じた。そういうことも条例の中に組み込んでいったらよいのではないか。

この条例をつくることによって、さいたま市として何か今までに予算をプラスしてこういうことをやりたい。というのはあるのか、聞いておきたい。

(宗澤委員長)

最後の部分については、事務局が答えられることではないと思う。基本的には市長と用意された施策に対して議会が権利条約の趣旨をふまえた予算にするかどうか。それにかかっている問題である。一応、この条例は市長のマニフェストから始まっている。その諮問の中に、「障害者権利条約批准への動きを踏まえて」とある。つまり障害者の権利条約を受けてという趣旨だと私は受け取っている。障害者の権利条約では、障害のある人に対して最大限包括的な規定を設けている。ここはこれまでの100人委員会の議論を受けても、差別事例集を受けても、やはりひくわけにはいかない部分であると考えている。つまり、これまでのわが国における狭義の障害のある人に対する諸制度。そのいわば、非常に狭く列挙された制限列挙主義的な障害規定から、さいたま市は脱却してその権利を守っているということが外せないとするれば、それはさいたま市として、さいたま市民として、冒頭からその部分についての覚悟を持たなければならないという風に私は理解している。それに対して最大限、合理的配慮に即した予算や手立てを講じていくというのは行政機関の長と議会の責任であると思う。条例の規定としては今日の案に示されたように、簡単に言えば、「要支援状態にある障害のある人」、つまり、難病であろうと発達障害であろうと全部含まれている。ということで、今後の動きをつくっていく出発点にすべきものであると考えるのですが。

(柴野委員)

悩ましい話で、私が言葉にこだわりすぎているかもしれないが、先ほど平野委員から、基本法が「権利を与えられる」ということにしたという流れから考えると「要支援状態」というと極めて受身の言い方。支援が必要だということ。「要支援状態であることを理由に差別を禁止する」ということで労働の問題になったときに、労働能力の問題のことを言っているのか、障害の問題を言っているのか曖昧な状況になる。障害の定義ということ自体をいえば、この定義は谷間がなく良いのだが、谷間のない定義をすることで、差別概念やその当てはめが困難になることと、言葉の使い方をどうするのか。裏腹の問題があって、どうしようかととても困っている。ここがピシッとくればいいんじゃないかな。と思っている。千葉県の条例でも広がりのあるものを出したが、逆にそれが曖昧になるということで、最終的には「障害者基本法に規定するもの」とか、「発達障害」とか明確な定義に変えた。そこはさいたま市でそうすべきだというわけではないが、理念として、理想としてこうあるべきだというのがあがるが、当てはめていく中でどうしたらよいか。というのがあがる。宗澤委員長がおっしゃっている障害概念は大賛成だが、言葉の使い方、当てはめということでどうすべきかと思っている。

(宗澤委員長)

本委員会としては、障害概念について包括的な規定をとるという点では皆さん問題ない。どの表現にすべきかは慎重に検討すべきところがあると確認しておく。ただ、方向としては包括的な障害規定をとるということは確認しておきたい。

先ほど嶋垣さんが仰った、対話で相互理解を培っていくことの重要性のご指摘があったが、推進体制の具体的な議論についてはこれからの検討課題である。だからそういう何か恒常的なシステムは推進体制の中に取り入れていく方向で受け止めたいと思います。

権利擁護のところも今後の検討課題だが、いわゆる「障害者差別」に対する権利擁護の機関、システムというものと「虐待」に対する権利擁護の機関というのを同一のものにするかどうかについては、虐待の場合には非常に速やかな対応が必要な場合も予想されますので、相対的に違うシステムにしなければならない課題があるということは確認しておきたい。

あと、「条例の目的」というところで、憲法は受けなくてよいのか。「国連障害者権利条約」というのは条例の文言の中に出てくるが、「日本国憲法」という言葉はこの中に入れなくてよいのか。

(柴野委員)

話がずれてしまうかもしれないが、今、条例の第1条「目的」について議論しているかもしれないが、前文みたいなものを入れるのではないか。そうすると、そこに憲法について書けば良い。

(平野委員)

テクニカルな問題としては、権利条約がまだ批准されていないので、条文に入れるのは難しいかもしれない。その場合、「こういう理念がありますよ。」と前文に入れるしかない。

(宗澤委員長)

無理やり入れても良いのではないか。

(柴野委員)

私は、前文に入れても条文に入れても差はないと思う。この時点で長文という指摘もある。ただだらとしてしまうと、目的が分からなくなる。趣旨としては前文に入れ、そのほうがかえって格調が高くなるかもしれない。前文も含めた条例全体の中で趣旨、目的をどのように入れ込むか最終的に選別していけばよい。

(平野委員)

これがそのまま条文になるわけではない。法律に落とす時に、適切な場所に適切な書き方をしていく。

(野辺委員)

新座市や北海道の場合は「障がい者」の「がい」を平仮名にしている。さいたま市の場合、その問題は検討しなくてもよいですか。私個人としては迷っている。障害という「害」の文字のイメージがマイナスイメージだということで色々なことから、他の字をあてたり、平仮名にしたり、今のところ平仮名にするのが無難で一番多いと思う。私はあえて変えなくてもよいと思っているが、さいたま市でノーマライゼーション条例について考えるときに、そのことを一度ぐらいは議論しても良いのではないかと思う。

(宗澤委員長)

基本的には、私はその点については市民の皆様のご意向に則していけばよいと思う。「害」だけを平仮名にしても「障」だって差し障りという意味の言葉。全部を平仮名にしてもどうかなという気がする。そこはご指摘の通り、議論をした上で、皆様のご意向、ご要望を踏まえて表記を決めていくようにした方がよいと思う。

(柴野委員)

私は実は一時期、「障がい」の「がい」というのを平仮名で使っていたこともあったが、「害」を障害者本人に視点を向けるとそうだが、社会に対しての不利益が害だとすると、ここは問題を平仮名にすることで、問題点を逃がっている。害そのものは社会にあるということからし

でもおかしいと思っている。最近はおえて障害と漢字に戻している。その辺の議論もあるし、たまたま民主党が政権をとり、「障がい」と平仮名を使っている。市長が民主党だからそうする。というのも政治的なものがあり、私はどうなのかなと思う。市民の皆様で決めればいいと思う。平仮名にすれば問題が解決しているわけではないし、害というのがどこにあるのかを条例の中で考えるべきだと思う。

(桑原委員)

教育の立場で特別支援教育にかかわっていて、同じような会話がされた。個人的には漢字で良いのかなと思ったが、このあたりはしっかりと「さいたま市としてはこうします。」ということで意見があるといいのかな、と感想としては思っています。

(宗澤委員長)

平仮名にしたから、その自治体は障害者福祉計画が進んでいるというわけではない。

(嶋垣委員)

書類をみると「がい」だけが平仮名なのはとても違和感がある。

(宗澤委員長)

表記の仕方については自由に議論する場を持ちたい。

(山本委員)

条例の構成の中で、「生涯学習教育」という表記がされているが、「生涯学習支援」という表記のほうが良いのではないかと思います。

(宗澤委員長)

今日は基本構想ということで、目的と障害の概念規定、全体の構成についての意見を承っている。細かなところについては今後の検討課題として確認させていただいたところであるが、これだけは、という意見があれば伺いたい。

(斎藤委員)

名称の議論の時には、100人委員会も含めて、皆さんの納得感が得られることが大事だと思う。その時に、改めて「ノーマライゼーション」や「インクルージョン」という言葉が用語として浮上しているが、もう一回そういった根本的なところを潜っておいたほうが良いと思う。条例を長く生きたものにしていくことは大事だろうとおもいます。

(宗澤委員長)

先ほどの「障害」の表記の方法も含めて、基本構想に関する議論とはずれませんが、最終的に条例を仕上げていくプロセスの中で、市民全体に対して啓発していくこと、その動きの中に障害のある方をよりインクルージョンしていくような企画は考えていくべきであろうと思っています。条例の推進体制と権利擁護システムの中で市民参画とインクルージョンが担保されるような具体策を今後最終的に細かく検討していく課題があると私は考えています。

(嶋垣委員)

確認ですが、前回の時に原本の条例ともう少し分かりやすい簡易版・簡略版をつくったら

どうかという話があり、私もそれは賛成だと思ったが、それはそういう形で考えて良いのか。

(宗澤委員長)

それは前回の委員会で確認しましたので、条例が最終的に仕上がった際に、できる限りの工夫をし、小学生にも理解できるような、わかりやすい表現をした解説書、あるいは簡易版は作っていくべき。ということで確認しました。

(柴野委員)

今の話は微妙な言い方をされたが、条例として議決するものとして、正文と平易版の両方議会を通すのか、正文だけを一つの条例として議会を通して、その解説版をつくるではだいぶ違う。そこはどうか。平易版が正式に議決されたものになるのであれば画期的。ただ、「分かりやすい 条例」の解説版のリーフレットをつくるのであれば、それはないわけではない話。逆に、それは「障害者に関することだから」ということだからかもしれないが、「さいたま市の条例は全部平易版を作るのですか」という話になるかもしれない。市の立場としてはどちらも功罪があると思う。

(嶋垣委員)

条例の名称なども制約があると思うので、条例の名前も簡易版なら、ほとんどの人が分かるような愛称のような名前をつけたほうが良いと思う。例えば、北海道の条例のタイトルなんて誰も覚えられない。条例の名前も平易版・解説版については、愛称めいた、温かい感じの名前を作ったってありだと思う。

(宗澤委員長)

条例としての平易版が技術的に作成可能であれば、ここは一発。画期的だと思いますが。

(柴野委員)

平易な言葉にすると、多義的になってしまい、当てはめが曖昧になる。ただ、「正式文と全く同義であるが、わかりやすくしただけですよ。」という注意書きを入れることで、その平易版が議決として通してもらおうと、市議会を通った平易版ということで画期的だと思う。

(野辺委員)

前回の議論では、知的障害のある人にも、子どもにも分かりやすいものであるということでしたよね。ぜひそれに予算をつけて出せるようにしたい。

(桑原委員)

そういうものがあれば、学校教育の中で生かすことはできると思う。小さい時に「こういうことが大切なんだ」ということを学ばせるのは重要なポイントだと思う。

(柴野委員)

もっといえば、平易版しか条例として出さないというのものもあるが、それは難しいかもしれない。

(平野委員)

2つの条例があるということは考えられない。通常は当たり前前の形で作るしかない。ただ

テクニク的には付属文書をつけられる。つまり、説明するための付属文書を採決して、「これも条例の一部ですよ。」というようにやったという例はある。国では法律で付属文書という形で議決したというものはある。そうすれば、2つの条例があるということはクリアできる。このやり方であれば、あくまでも本体は条例。付属文書も議決したもの。とすることはできる。

(宗澤委員長)

それでは、当委員会としてはその方向を目指して考えます。
他いかがですか。

(平野委員)

今回提案した内容の「障害者の範囲」は実はかなり踏み込んだ内容になっている。ここには仕掛けが入っており、「ノーマライゼーションの在り方を引っ張り返そう」という狙いがある。障害者の範囲は、通常は厳密に定義する。今回は包括規定にする。これは非常に厄介。障害者の規定を厳密に規定すると、「障害者とそうでない人はすっぱり分かれる。その上で仲良くしましょう。」というのがノーマライゼーション。だが、条文のところに大まかな定義を入れておいて、条文の中で具体的な施行規定を入れておく。国もこの問題で揉めている。障害ということだけで枠をはる。そうすると、一次的に障害者にもなり得る。例えば、腰痛でヘルニアになったり、酔っぱらった瞬間で正常な判断ができなくなったり。そういう規定は非常に難しい。ですから施行規則の段階で規定を入れて絞っていく。実はこれがどういう意味を持っているかということ、スウェーデンの制度を勉強してびっくりした。社会サービス法という法律の中に、障害者の定義が書いてあった。その中の途中に、「非行少年」が出てくる。もっとびっくりしたのは、公共交通機関を利用する際に特別な配慮を要する障害者ということの中では、妊婦や松葉杖をついている人も入っている。そう考えると、かなりの人は一生のうち一定の時期は障害者を経験することになる。そうすると、障害者の問題は他人の問題ではない。だから、スウェーデンのノーマライゼーションと日本のノーマライゼーションは明らかに違う。日本の場合はスパッと切って、「これは障害のある人、これは障害がない人。と切って仲良くしましょう。」という発想。それに対して、スウェーデンの場合は、一生のうちの一定時期は障害者になってしまう。こうなってしまうと他人の問題ではない。さいたま市のノーマライゼーションの場合は「これまでのようなノーマライゼーションではありません。もっと一般市民も含めて考えているんですよ。」とする。次の施行規則の中ではもっと絞り込むと思うが、先ほど言ったようにニーズがあるという状態が一定期間ある人。手帳制度では永続的ということで固定しているが、「ノーマライゼーションの考え方はさいたま市では違う。」というようなことを仕掛けていきたい。

(宗澤委員長)

私は全く異論ございません。言おうかと思ったが言わずに通り過ぎていたことを平野委員からおっしゃっていただいた。

(野辺委員)

本日の資料の最後に「今後の条例検討における留意事項」として、「条例検討専門委員会及び条例について話し合う100人委員会の議論により、条例の制定時期や施行時期等を適切に判断していく必要がある。」と明記されている。最初の頃の委員会でも、12月の議会に提案するというのは短期間でできるのかという意見が出され、状況に応じては、ゆっくりときち

んとしたものを作ろうということを確認したのですが、そういうことでいいんですよね。ゴールの時間を決められて逆算して急いで作るというわけではなく。

(宗澤委員長)

全く目標のする時期がないというわけではない。ただ要するに拙速な作り方はしない。皆様にご納得いただけるような作り方をしていくという意味で最後の留意事項の文言があるということの確認は、この条例検討専門委員会を通して一貫して変わっていないという風にご理解いただければと思います。

今夏には改革の基本方針が示されることとなっていると受け止めて良いのでしょうか。

(斎藤委員)

6月7日に第一次取りまとめ。6月中に閣議決定することのこと。方向性だが。

(宗澤委員長)

そのような動きを念頭において。基本構想案についてのご意見は出尽くしたように思えるがよろしいでしょうか。

(嶋垣委員)

谷間ということでは、非常にいい面とネガティブな面があり、例えば僕自身も中途障害だが、非常にご本人がそれを受け入れられない状態の人が結構いて、そういう人も谷間の中だと思うが、そういう人のニーズはなかなか汲み取れない部分があり苦労する部分があると思う。100人委員会に出てこられて話をされている方の思いももちろんあると思うが、隠れてしまっている人の思いがなかなかクリアにできない気がしており、その部分に対して何かいい手はないかと思っている。

(宗澤委員長)

障害者権利条約の中でも「社会的な孤立」が克服されるべき問題点として指摘されている。客観的にはニーズがあって、しかし支援を受け入れられないような主体的な状況が生まれてしまっているような人。つまり、障害の受容や初期段階からの支援、あるいは当事者組織への繋ぎ方なども含めたインクルージョンの手立てについては細かく検討していく課題だと思います。

(嶋垣委員)

医療にも限界があり、医療から福祉に繋がらない人がものすごい割合でいる。中途障害の場合特に。もう少しネットワーク的に一人の人をサポートしていくようなことが地域だったら可能性として期待できると思う。そういうようなことが入れば良いなと思っている。自分でも苦労したし、周りでもそういう部分ですごく苦労した当事者が多い。一生懸命やっている、医療の方、福祉の方がいるがなかなか繋がらない部分に常にジレンマがある。

(宗澤委員長)

条例を受けて、自立支援協議会の課題になる部分が多いと私は受け止めます。ご指摘の部分は大変大事なこと。仮に条例があっても、あるいは制度的なサービスがあっても、そこに繋がってこないような状況に置かれてしまっている方に対して、どうインクルージョンを実質化していくか。それはネットワークの改善や専門職への研修の拡充等、一つ一つ手立てを講

じていくことによって初めて一人増え、二人予防でき、というような積み重ねがとても大事だと思っている。ご指摘の点は条例の趣旨を生かす上で大変重要なご指摘だと考えます。具体的な手立ての部分でご指摘をいただいた確認点として本日留め、今後の施策、自立支援協議会の課題等にも繋げていきたい。

(平野委員)

嶋垣委員の指摘があったように、心身に障害のある者のすべてを対象にするわけではない。中には「支援はらない。」という方もいるかもしれない。その中でニーズのある方を対象にしている。つまり、自分で意思を持って援助してほしいという方。それから、「各法の障害者の規定に合致しない障害程度の者」。例えば、身体障害手帳でいえば、指を3本切った人は法律上手帳の対象にならず、そのため障害の対象となっていない。でもこういう方たちは生活のハンディキャップが大きいわけだから、対象にする。「各法の障害者の範囲に合致しない障害程度の者」でいうと、例えば視覚障害でいえば、今の手帳制度でいえば、視力と視野に障害がある場合は手帳が交付されるが、それ以外の目がちらちらする、色覚の障害などは対象とならない。それから五感でいうと、触覚、味覚、嗅覚に障害があっても手帳対象にならない。これでも困ったことが起きる。こういう方も入れる。「各法に規定された障害者であるが制度対象になっていない者。」つまりは未申請者。今までの制度では手帳を持っていない人は切り捨てていた。でも、手帳を持っていなくても困っているとしたら、そういう人を切り捨てないで働きかける。「視野に入っていますよ。」ということを示す。手帳を持っていなくても、援助が必要な時はいつでも言ってくださいね。決して切り捨ててはいないというメッセージは持ちたい。

(宗澤委員長)

それでは以上を持ちまして本日予定した議論は終わります。

3 その他

(事務局) 吉野補佐

次回以降の日程については、再検討し、ご連絡します。第6回条例検討専門委員会では、「条例について話し合う100人委員会」の報告や本日の議論を踏まえ、条例の「要綱案」について議論をいただきたいと考えております。

第1回知的障害者に向けた条例の学習会の報告をいたします。4月24日の土曜日に開催し、講師を宗澤委員長にお願いした。当日は支援者を含めて40名の参加があり、13時半から1時間半ほど行い、活発な意見もあり、盛況な学習会となった。当日参加された方の中から、実際に100人委員会に参加された方も2名ほどいらっしゃった。次回、5月22日に障害者総合支援センター研修室で第2回の学習会を開催する予定です。

(宗澤委員長)

委員の皆様や傍聴されている方の中で、知的障害の方で条例に関心をお持ちの方がおられれば、22日土曜日13時半から開催しますので、奮ってご参加いただきますようお願い申し上げます。

4 閉会

(宗澤委員長)

それでは、以上をもちまして、「第5回条例検討専門委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。